

## 採掘権、租鉱権、採石権、坑道又は貯留権の耐用年数の認定通知書

### 1 使用目的

「採掘権、租鉱権、採石権、坑道又は貯留権の耐用年数の認定通知書」は、採掘権等（採掘権、租鉱権及び採石権その他土石を採掘し又は採取する権利、坑道並びに貯留権をいう。以下同じ。）の耐用年数の認定の通知をする場合に使用する。

### 2 記載要領

| 項 目                          | 内 容                                                                                                                                                                                       |
|------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 本 文                          | 「自<br>至<br>」<br>の空白箇所には、採掘権等の耐用年数の認定決議書の「適用を受ける最初の事業年度」を記入する。                                                                                                                             |
| 「鉱区等の名称」<br>～「認定した<br>年数（年）」 | 認定の対象となった資産が2以上であるときは、それぞれについて記入する。                                                                                                                                                       |
| 処 分 の 理 由                    | 申請に係る事項の全部について申請のとおり認定する場合には「（処分の理由）」の字句を抹消する。申請と異なる認定をする場合にはその異なることとなった理由を記入する。                                                                                                          |
| 調 査 担 当 者                    | 「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。                                                                                                                              |
| 教 示                          | 「・・・3月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。<br>また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。<br>なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、教示文を送付しない。 |

### 3 留意事項

#### ○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等に、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。